

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

企業賄賂防止法草案の紹介

近年では、国内数軒有名企業で連続して、労働者がサプライヤーから見返りとして賄賂を受けた不祥事が発生している。しかし、私営企業の収賄又は職務違反行為を横領罪¹（不法の所有意図で、或は自己の占有する他人の物を横領する）、背信罪²（不法利益の取得或は意図的に本人の利益を損害し、他人のために事務を処理する者がその任務に背き、本人の利益に損害を加えたもの）、詐欺罪³（不法の所有意図で、詐術を使い、人を欺いて財物を交付又は処分させ、自己又は他人に財産上の損害を与えた者）又は証券取引法第 171 条第 1 項第 2 号（公開会社の取締役、監査役又は経理人或は労働者は、直接又は間接方式を用いて、会社にとって不利益となる取引をさせ、且つ、営業慣習にそぐわない行為を行い、会社に重大な損害を至らしめた場合）、及び証券取引法第 171 条第 2 項の責任追及の根拠とする場合、常に挙証の困難、訴訟期間の長期化、行為者に僥倖な思いさせるなどの問題に直面することが多い。有効的に私営企業収賄行為を予防及び停止させ、企業間の公平競争を維持するため、一部の立法委員より「企業賄賂防止法」（以下「本法」という）の草案が提起され、2013 年 3 月 15 日立法院にて第一次審査を通過した。以下は、本法の草案要点について説明する。

本法を制定する目的は企業の不正防止、国家競争力の向上に当るため、企業の労働者は、すべて本法の規範を受ける。但し、その他法律に規定がある場合、この限りではない。また、本法における「企業」とは、我が国の法律に基づき

¹ 刑法第 336 条（公務、公益及び業務上横領罪）：「公務又は公益により所有するものに対し、前条第 1 項の罪を犯した者は、1 年以上 7 年以下の有期徒刑に処するほか、新台幣ドル 5 千元以下の罰金を併科することができる。業務上により所有するものに対し、前条第 1 項の罪を犯した者は、6 ヶ月以上 5 年以下の有期徒刑に処するほか、新台幣ドル 3 千元以下の罰金を併科することができる。前二項の罪の未遂は、罰する。」

² 刑法第 342 条（背信罪）：「他人のために事務を処理する者が自己又は第三者の違法占有のため、又は本人の利益に損害を加えるため、その任務に背く行為をし、本人の財産又はその他利益に損害を加えた場合、5 年以下の懲役、拘留又は新台幣ドル 50 万元以下の科料を科する。前項の罪未遂者も罰する。」

³ 刑法第 339 条（詐欺罪）：「自己又は第三者の違法占有のために、詐術を以って本人又は第三者の物を交付させた場合、5 年以下の有期徒刑、拘留又は新台幣ドル 50 万元以下の科料を科し、若しくは併科する。前項の方法を以って財産上の不当利益を取得し、又は第三者に取得させた場合、同様とする。前二項の罪の未遂者も罰する。」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

設立したものか、又は外国法律に基づき設立し、我が国の認可を受けたものを含む。本法に規定がない場合、補充規定としてその他法律規定に適用する（第1条、第2条、第3条、第7条）。

■本法の犯罪行為(第4条、第5条)

行為主体	行為	刑罰	法律根拠
企業の労働者が収賄	職務上の行為 について、賄賂又はその他不当利益を要求、約束又は受領した場合	3年以下の有期懲役、拘留又は新台幣ドル100万元以下の科料を科又は併科する。	第4条第1項より
	職務に違反する行為 について、賄賂又はその他不当利益を要求、約束又は受領した場合	5年以下の有期懲役、拘留又は新台幣ドル300万元以下の科料を科又は併科する。	第4条第2項より
企業の労働者に贈賄	企業の労働者に対し、 職務を違反しない行為 について、賄賂又はその他不当利益を提供、約束又は交付した場合	1年以下の有期懲役、拘留又は新台幣ドル50万元以下の科料を科又は併科する	第5条第1項より
	職務を違反する行為 について、賄賂又はその他不当利益を提供、約束又は交付した場合	6ヶ月以上5年以下の有期懲役、拘留又は新台幣ドル100万元以下の科料を科又は併科する	第5条第2項より

■刑罰を軽減又は免除する事由(第4条から第6条)

行為主体	事由	酌量軽減	法律根拠
企業の労働者が収賄	罪を犯した後自首、自ら獲得した財産を全部提出した場合	刑罰を軽減又は免除	第4条第3項より
	行為者の自首によって、その他主犯又は共犯を逮捕した場合	刑罰を免除	
	捜査期間中に自白し、自ら獲得した財産を全部提出した場合	刑罰を軽減	第4条第4項より
	行為者が捜査期間中に自白、その他主犯又は共犯を逮捕した場合	刑罰を軽減又は免除	

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	収賄罪を犯し、事情が軽微であり、 且つ、その要求、約束又は受けた賄賂又はその他不当利益の金額が新台幣ドル5万元以下の場合	刑罰を軽減	第6条 第1項より
企業の 労働者に 贈賄	犯罪後自首した者	刑罰を免除	第5条
	捜査又は裁判期間中に自白した者	刑罰を軽減又は 免除	第3項より
	贈賄罪を犯し、事情が軽微であり、 且つ、その要求、約束又は受けた賄賂又はその他不当利益の金額が新台幣ドル5万元以下の場合	刑罰を軽減	第6条 第2項より

■犯罪所得の没収(第4条第5項及び第6項)

企業の労働者が収賄によって獲得した財産はすべて没収する。その全部又は一部は没収できない場合、相当する金銭を徴収する。また、財産の徴収を保全するため、必要時、適切な範囲内にその財産を差し押さえることができる。

将来、本法制定施行した後、明確な企業賄賂の犯罪行為規範を通じて、有効に企業間の収賄、贈賄行為の防止を期待するほか、企業が刑法に基づく、横領、背信又は詐欺罪を追訴する際の挙証困難を解消できるよう期待する。

■補足事項：証券取引法関係規定(証券取引法第171条)

▶行為の形式

行為主体	行為	刑罰	法律根拠
本法に基づき発行する有価証券又は本国或は外国会社の取締役、監査役又は経	本法発行の有価証券会社の取締役、監査人、経理人或は労働者は、会社にとって不利益となる取引をさせ、且つ、営業慣習にそぐわない行為を行い、会社に重大な損害を至らしめるた場合。 意図的に自己又は第三者の利益のため、その任務に背く	3年以上10年以下の有期懲役に処するほか、新台幣ドル1千万元以上2億以下の罰金を併科する。	証券取引法 第171条 第1項、 第3号、 第3項、 第9項より

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

理人	行為を行い、又は会社の資産を占有し、会社に新台幣ドル 500 万元以上の損害を加えた。		
	証券取引法第 171 条第 1 項第 3 号の行為を行い、会社に新台幣ドル 500 万元以上の損害を加えた。	刑法第 336 条（業務上横領の罪、6 ヶ月以上 5 年以下の有期懲役に処するほか、新台幣ドル三千元以下の罰金を科する）及び第 342 条規定（5 年以下の有期懲役、拘留又は新台幣ドル千元以下の料金を科又は併科）に基づき処罰する。	
	証券取引法第 171 条第 1 項の罪を犯し、犯罪所得が新台幣ドル 1 億以上に達する。	7 年以上の有期懲役に処するほか、新台幣ドル二千五百万以上五億元以下の罰金を併科する。	証券取引法第 171 条第 2 項より

➤ 刑罰の酌量事由

事由	刑罰の酌量	法律根拠
証券取引法第 171 条第 1 項から第 3 項の罪を犯した場合	犯罪後自首し、自主的に犯罪所得を全部提出した場合	証券取引法第 171 条第 4 項より
	行為者の自首によって、その他主犯又は共犯を逮捕した場合	証券取引法第 171 条第 5 項より
	捜査期間中に自白し、自主的に犯罪所得を提出した場合	証券取引法第 171 条第 5 項より
	行為者が捜査期間中に自白し、これによりその他主犯又は共犯を逮捕した場合	証券取引法第 171 条第 5 項より
証券取引	犯罪所得が罰金の上限額を	犯罪所得利益範囲内加

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

法第 171 条第 1 項 又は第 2 項の罪を 犯した場 合	超えた者	重処罰する	法第 171 条第 6 項 より
	証券取引市場の安定を損害 した者	刑罰を二分の一まで加 重する	

▶犯罪収益の没収(証券取引法第 171 条第 7 項)

証券取引法第 171 条第 1 項から第 3 項の罪を犯した者は、その犯罪所得財物又は財産上の利益は、被害者、第三者又は損害賠償金額を負担する者に返還すべき部分を除き、犯罪行為者の所有するものに限り没収する。仮に、その全部又は一部は没収できない場合、相当の金銭を徴収するか、若しくは所有する財産を充てるものとする。



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。